

6 福薬業発第 4 8 1 号
令和 7 年 2 月 1 8 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 竹野 将行

**令和 7 年 4 月 1 日以降の医療 DX 推進体制整備加算の要件等について
(電子処方箋の着実な導入・推進体制の整備)**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、日本薬剤師会より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

日 薬 業 発 第 432 号
令 和 7 年 2 月 14 日

都 道 府 県 薬 剤 師 会 担 当 役 員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

令 和 7 年 4 月 1 日 以 降 の 医 療 D X 推 進 体 制 整 備 加 算 の 要 件 等 に つ い て
(電 子 処 方 箋 の 着 実 な 導 入 ・ 推 進 体 制 の 整 備)

平 素 より、本 会 会 務 の 推 進 に ご 理 解 と ご 協 力 を 賜 り、厚 く 御 礼 を 申 し 上 げ ます。
医 療 D X に 係 る 診 療 報 酬 上 の 評 価 の 取 扱 い に 関 す る 諮 問 ・ 答 申 等 に つ き ま し て
は、令 和 7 年 1 月 29 日 付 け、日 薬 発 第 279 号 に て お 知 ら せ し た と ころ で す。

調 剤 報 酬 に お け る 医 療 D X 推 進 体 制 整 備 加 算 に つ き ま し て は、令 和 7 年 4 月 か
ら 9 月 ま で の マ イ ナ 保 険 証 利 用 率 の 実 績 要 件 が 新 た に 設 定 さ れ、電 子 処 方 箋 の 導
入 に 係 る 施 設 基 準 の 経 過 措 置 は 令 和 7 年 3 月 31 日 で 終 了 し、令 和 7 年 4 月 1 日
以 降 は 電 子 処 方 箋 を 導 入 し て い る 保 険 薬 局 の み が 算 定 で き る こ と に な り ま す (別
添 1)。 電 子 処 方 箋 に よ る 調 剤 体 制 の 導 入 が 完 了 し て い な い 保 険 薬 局 に お い て は、
早 急 に 対 応 い た だ く こ と が 必 要 で す。

電 子 処 方 箋 シ ス テ ム に つ い て は、厚 生 労 働 省 医 薬 局 が 示 す チェック リ ス ト を 用
い た 点 検 を 完 了 し た 上 で、厚 生 労 働 省 に 点 検 報 告 を 行 っ た 保 険 薬 局 を 「電 子 処 方
箋 導 入 済 み」 と し て 取 扱 う こ と と し て お り ま す の で、こ れ ら の 対 応 が 済 ん で い な
い 薬 局 に お か れ ま し て は、早 急 に 実 施 い た だ く よ う お 願 い し ま す。

ま た、処 方 箋 を 調 剤 し た 際 に は、原 則 と し て 全 て の 処 方 箋 の 調 剤 結 果 (調 剤 情
報) を 速 や か に 電 子 処 方 箋 管 理 サ ー ビ ス に 登 録 す る こ と に な っ て い ま す。 薬 局 ・
医 療 機 関 が 患 者 の 最 新 の 薬 剤 情 報 を 確 認 で き る よ う、調 剤 し た 際 に は、速 や か に
調 剤 結 果 情 報 の 登 録 を お 願 い し ま す。

電 子 処 方 箋 管 理 サ ー ビ ス の 導 入 に あ た っ て は、令 和 6 年 度 導 入 施 設 を 対 象 と し
て 費 用 が 補 助 さ れ て お り、「医 療 機 関 等 向 け 総 合 ポ ー タ ル サ イ ト」 か ら 申 請 可 能
で す (別 添 2)。

つ き ま し て は、会 務 ご 多 用 の と ころ 誠 に 恐 縮 で す が、貴 会 会 員 へ ご 周 知 く だ さ
い ま す よ う お 願 い 申 し 上 げ ます。

(別 添)

1. 医 療 D X 推 進 体 制 整 備 加 算 及 び 在 宅 医 療 D X 情 報 活 用 加 算 の 見 直 し
(令 和 7 年 1 月 29 日 開 催、中 央 社 会 保 険 医 療 協 議 会 総 会 資 料)
2. 医 療 情 報 化 支 援 基 金 (電 子 処 方 箋) 電 子 処 方 箋 の 機 能 拡 充 の 促 進 事 業

別添1 医療DX推進体制整備加算及び在宅医療DX情報活用加算の見直し

医療DX推進体制整備加算

令和6年10月～令和7年3月

医療DX推進体制整備加算1 11点
 医療DX推進体制整備加算1(歯科) 9点
 医療DX推進体制整備加算1(調剤) 7点

(※) 初診時に所定点数を加算
 [施設基準(医科医療機関)](要旨)
 (4) 電子処方箋を発行する体制を有していること。
 (経過措置 令和7年3月31日まで)

医療DX推進体制整備加算2 10点
 医療DX推進体制整備加算2(歯科) 8点
 医療DX推進体制整備加算2(調剤) 6点

[施設基準(医科医療機関)](要旨)
 (4) 電子処方箋を発行する体制を有していること。
 (経過措置 令和7年3月31日まで)

医療DX推進体制整備加算3 8点
 医療DX推進体制整備加算3(歯科) 6点
 医療DX推進体制整備加算3(調剤) 4点

[施設基準(医科医療機関)](要旨)
 (4) 電子処方箋を発行する体制を有していること。
 (経過措置 令和7年3月31日まで)

令和6年6月～令和7年3月

在宅医療DX情報活用加算(※) 10点
 在宅医療DX情報活用加算(歯科訪問診療料) 8点

(※) 在宅患者訪問診療料(I)の1、在宅患者訪問診療料(I)の2、在宅患者訪問診療料(II)及び在宅がん医療総合診療料を算定する患者が対象
 [施設基準(医科医療機関)](要旨)
 (4) 電子処方箋を発行する体制を有していること。
 (経過措置 令和7年3月31日まで)

令和7年4月～

医療DX推進体制整備加算1(医科) 12点 (歯科) 11点 (調剤) 10点
 医療DX推進体制整備加算2(医科) 11点 (歯科) 10点 (調剤) 8点
 医療DX推進体制整備加算3(医科) 10点 (歯科) 8点 (調剤) 6点

[施設基準(医科医療機関)](要旨)
 (4) 電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制(原則として院外処方を行う場合には電子処方箋又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行すること)を有していること。

医療DX推進体制整備加算4(医科) 10点 (歯科) 9点
 医療DX推進体制整備加算5(医科) 9点 (歯科) 8点
 医療DX推進体制整備加算6(医科) 8点 (歯科) 6点

[施設基準(医科医療機関)](要旨)
 (※) 電子処方箋要件なし

マイナ保険証利用率 (注) 利用率は通知で規定			
適用時期	令和6年10～12月	令和7年1～3月	令和7年4～9月
利用率実績	令和6年7月～	令和6年10月～	令和7年1月～※2
加算1・4	15%	30%	45%
加算2・5	10%	20%	30%
加算3・6	5%	10%	15%※1

- ※1 小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年(令和6年1月1日から同年12月31日まで)の延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和7年4月1日から同年9月30日までの間に限り、「15%」とあるのは「12%」とする。
- ※2 適用時期の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いる。
- ※3 令和7年10月以降のマイナ保険証利用率の実績要件は、附帯意見を踏まえ、本年7月を目途に検討、設定。

令和7年4月～

在宅医療DX情報活用加算1(医科) 11点 (歯科訪問診療料) 9点
 [施設基準(医科医療機関)](要旨)

(4) 電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制(原則として院外処方を行う場合には電子処方箋又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行すること)を有していること。

在宅医療DX情報活用加算2(医科) 9点 (歯科訪問診療料) 8点

[施設基準(医科医療機関)](要旨)
 (※) 電子処方箋要件なし

在宅医療DX情報活用加算

① 令和6年度予算 172.0億円（130.9億円）（R4年度予算383.3億円、R5年度予算130.9億円） ② 令和5年度補正予算 76億円

事業の概要・スキーム

（補助の対象となる費用）

ア、基本パッケージ改修費用：電子カルテシステム、レセプト電算化システム等の既存システム改修にかかる費用

イ、接続・周辺機器費用：オンライン資格確認端末の設定作業、医師・薬剤師の資格確認のためのカードリーダー導入費用（カード取得費用は除く）

ウ、システム適用作業費用：現地システム環境適用のための運用調査・設計、システムセットアップ、医師、運用テスト、運用立会い等

- ① 令和4年度から実施している医療機関・薬局に対する電子処方箋管理サービスの導入に係る費用への補助について、令和6年3月末までに導入した施設への特例補助率の適用を令和7年3月末導入施設までに継続した上、引き続き、令和6年度導入施設への補助を実施。

	大規模病院 (病床数200床以上)	病院 (大規模病院以外)	診療所	大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が 月4万回以上の薬局)	薬局 (大型チェーン薬局以外)
費用の 補助内容	162.2万円を上限に補助 ※事業額の486.6万円の 1/3 を補助 (通常補助率:1/4)	108.6万円を上限に補助 ※事業額の325.9万円の 1/3 を補助 (通常補助率:1/4)	19.4万円を上限に補助 ※事業額38.7万円の 1/2 を補助 (通常補助率:1/3)	9.7万円を上限に補助 ※事業額38.7万円の 1/4 を補助 (通常補助率:1/5)	19.4万円を上限に補助 ※事業額38.7万円の 1/2 を補助 (通常補助率:1/3)

- ① 令和7年3月末までに新機能(リフィル処方箋、口頭同意による重複投薬等チェック結果閲覧、マイナンバーカードによる電子署名対応、処方箋ID検索、調剤結果ID検索(薬局のみ))と電子処方箋管理サービスの導入を同時に行った医療機関・薬局に対する費用への補助もあわせて実施。

	大規模病院 (病床数200床以上)	病院 (大規模病院以外)	診療所	大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が 月4万回以上の薬局)	薬局 (大型チェーン薬局以外)
費用の 補助内容	200.7万円を上限に補助 ※事業額の602.2万円の 1/3 を補助	135.3万円を上限に補助 ※事業額の405.9万円の 1/3 を補助	27.1万円を上限に補助 ※事業額54.2万円の 1/2 を補助	13.8万円を上限に補助 ※事業額55.3万円の 1/4 を補助	27.7万円を上限に補助 ※事業額55.3万円の 1/2 を補助

- ② 電子処方箋を導入した医療機関・薬局に対して、電子処方箋管理サービスの新機能(リフィル処方箋、口頭同意による重複投薬等チェック結果閲覧、マイナンバーカードによる電子署名対応、処方箋ID検索、調剤結果ID検索(薬局のみ))導入費用の補助を実施。

	大規模病院 (病床数200床以上)	病院 (大規模病院以外)	診療所	大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が 月4万回以上の薬局)	薬局 (大型チェーン薬局以外)
費用の 補助内容	45.2万円を上限に補助 ※事業額の135.6万円を 上限に、 1/3 を補助	33.3万円を上限に補助 ※事業額の100万円を上 限に、 1/3 を補助	12.3万円を上限に補助 ※事業額24.5万円を 上限に、 1/2 を補助	6.4万円を上限に補助 ※事業額25.6万円を 上限に、 1/4 を補助	12.8万円を上限に補助 ※事業額25.6万円を 上限に、 1/2 を補助